

2022年6月1日

お客さま各位

青梅信用金庫

外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等について

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年4月1日施行の改正個人情報保護法の規定により、お客さまよりご依頼を受けた外国送金のお取り扱いに際し、以下の情報を電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他適切な方法により、お客さまに提供しなければならないこととされました。

- (1) 外国の名称（送金先の外国銀行等が所在する国名）
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（送金先の外国銀行等が所在する外国の個人情報保護制度に関する情報）
- (3) 第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報）

詳細は、全国銀行協会のウェブサイトをご覧ください。

*全国銀行協会のウェブサイト

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>

<本件に関するお問い合わせ>

青梅信用金庫 市場運用部 資金管理課（担当：山田 山川）
電話 0428-24-3104（受付：平日9時～17時）